

令和7年2月25日
経済局企業投資促進課

「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
施行規則の一部改正」に関する意見公募について

「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例」の一部改正に伴い、当該条例に必要な事項を定めるため、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則」の一部改正を予定しております。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月3日（月）まで（必着）

※横浜市第121号議案「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正」が令和7年2月18日に議決され、令和7年4月1日に施行することに伴い、市民の権利又は利益を保護するため、同日付で規則を施行する必要があることから、意見公募期間を短縮しています。

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ke-kigyo@city.yokohama.lg.jp
横浜市経済局企業投資促進課 意見公募担当 宛て

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市経済局企業投資促進課 意見公募担当 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：045-664-4867

横浜市経済局企業投資促進課 意見公募担当 宛て

(注) FAX送信前に企業投資促進課 意見公募担当へ電話連絡を行う
ものとしします。

※FAX送信時の連絡先電話番号：045-671-2594

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市経済局企業投資促進課 意見公募担当 宛て

電話番号：045-671-2594

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上